

平成18年4月から介護保険制度が変わります

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料が変わります

第1号被保険者の保険料は3年に一度改正されます。このたび改正される保険料は平成18年度から平成20年度までの保険料です。

（保険料の算出方法）

平成18年度から平成20年度までの介護保険のサービスの総利用額を、平成15年度から平成17年度の費用額の実績や要介護認定者数の推計により算出しました。

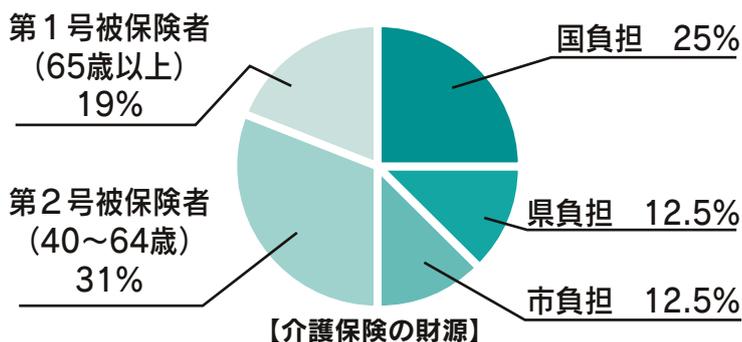
このうち利用者の自己負担分を除いた額の19%を第1号被保険者が負担することになります。

年度	サービス利用額	高齢者人口 (65歳以上)	要介護認定者
12～14	8,145,565,035円	15,905人	2,076人
15～17	10,650,022,922円	16,243人	2,651人
18～20	12,643,042,434円	17,245人	3,142人

※12～17年度は実績数値、18～20年度は見込みです。
※高齢者人口と要介護認定者数は最終年度末の人数です。

Q 保険料は何に使われるのですか？

A 保険料は認定者が介護サービスを利用する経費のみにあてられます。その他の用途に使用することは法律で禁じられています。



第1号被保険者1人当りの保険料は以下のとおりとなりました

平成18年度から平成20年度までの保険料

対象者	計算方法	保険料 (年額) 円
生活保護者・世帯非課税の老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	23,700
世帯非課税	合計所得金額が80万円以下	基準額×0.50
	合計所得金額が80万円を超える	基準額×0.75
住民税本人非課税で世帯課税	基準額	47,400
本人課税	合計所得金額200万円未満	基準額×1.25
	合計所得金額200万円以上700万円未満	基準額×1.50
	合計所得金額700万円以上	基準額×1.75

平成17年度までの保険料

計算方法	旧小野田市 保険料 (年額)円	旧山陽町 保険料 (年額)円
基準額×0.50	20,700	15,600
基準額×0.75	31,050	23,400
基準額	41,400	31,200
基準額×1.25	51,750	39,000
基準額×1.50	62,100	46,800

※平成18年度の住民税改正により非課税から課税になることで介護保険料の段階が変更になる人には、緩和措置が適用され、一定の割合で保険料が減額されます。

※年金から保険料が引かれている場合、平成18年4・6・8月の保険料は平成18年2月と同額になりますので、別途市からの通知はありません。10月以降の保険料は6月にお知らせします。

Q 山陽地区の保険料は合併したから上がったの？

A 平成15年度から平成17年度までに山陽地区で施設整備が進みました（老人保健施設やグループホームの設置、特別養護老人ホームの増床、ケアハウスの整備）。このことにより、合併しなかった場合でも平成18年度の保険料と同等程度の保険料になる予定でした。